

## いわて産業人材奨学金返還支援制度認定企業募集要項

岩手県では、将来の本県産業を担うリーダーとなる人材の確保と県内定着及びU・Iターン就職を促進するため、大学生等が卒業後、認定企業に就職する場合に、岩手県と認定企業とで出捐した基金により奨学金の返還を支援することとし、本事業の趣旨に賛同いただける企業を募集します。

### 1 目的

認定企業に大学生等が就職する場合に、岩手県と認定企業が出捐した基金により、奨学金の返還を支援する制度を設け、将来の本県産業を担うリーダーとなる人材の確保と県内定着及びU・Iターン就職の促進を図ることを目的とします。

### 2 用語の定義

この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによります。

#### (1) 大学生等

以下に該当する者

区分	在学する学校等	申請可能対象者
ア 学生	大学院の修士課程	認定の申請の日から2年以内の日に卒業が見込まれる者
	大学	
	高等専門学校（専攻科を含む。）	
イ 既卒者	上記の学校を卒業し、県外で就業している35歳未満の者、又は県内に正規雇用で就業していない35歳未満の者（いずれも当該年度の4月1日時点）で、当該年度中に認定企業において就業し、かつ居住する意向を有すること。	

#### (2) 奨学金

以下に該当するもの

ア 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）

イ 独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金（有利子）

#### (3) 認定企業

要項3各号のいずれかに該当する会社法人で要項4の各号全てを満たし県の認定を受けた者。

なお、会社法人以外の法人等（社会福祉法人、医療法人など）は本制度の対象外です。

### 3 対象企業

本制度の認定対象は、岩手県内に事業所を有し、以下のいずれかに該当する企業です。

#### (1) ものづくり・IT関連企業

下記の対象業種に該当する企業

日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号。以下「産業分類」という。）に掲げ

る業種のうち、次の中分類に掲げる業種

- ア 18 プラスチック製品製造業
- イ 19 ゴム製品製造業
- ウ 21 窯業・土石製品製造業
- エ 22 鉄鋼業
- オ 23 非鉄金属製造業
- カ 24 金属製品製造業
- キ 25 はん用機械器具製造業
- ク 26 生産用機械器具製造業
- ケ 27 業務用機械器具製造業
- コ 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- サ 29 電気機械器具製造業
- シ 30 情報通信機械器具製造業
- ス 31 輸送用機械器具製造業
- セ 32 その他の製造業（時計・同部品製造業に限る）
- ソ 39 情報サービス業

(2) 建設関連企業

産業分類に掲げる業種のうち、次の中分類に掲げる業種に該当する企業

- ア 06 総合工事業
- イ 07 職別工事業
- ウ 08 設備工事業
- エ 74 技術サービス業（742 土木建築サービス業に限る）

(3) 地域未来投資促進法分野

- ア 地域未来牽引企業
- イ 地域経済牽引事業計画承認企業

(4) 若者女性活躍関連企業

- ア いわて女性活躍認定企業
- イ くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定企業
- ウ えるぼし、プラチナえるぼし認定企業
- エ ユースエール認定企業

(5) 働きやすい職場関連企業

- ア いわて働き方改革推進運動参加企業
- イ いわて子育てにやさしい企業等認証企業

#### 4 認定の要件等

本制度の認定を受けるためには次の各号を全て満たす必要があります。

- (1) 認定を受けようとする企業は、「いわて産業人材奨学金返還支援制度認定企業申込書兼誓約書（様式第1号）」に必要書類を添えて県に提出すること。

(2) 本制度により対象者と認定された者（以下「支援対象者」という。）を正規雇用により採用した場合、当該支援対象者への助成金交付決定額の1/2に相当する額を県が設置する基金へ出捐することを確約できること。なお、ここでいう正規雇用とは、正社員として採用することを意味し、パート、アルバイト及び有期契約社員は該当しない。

(3) 次の各号に該当しないこと。

ア 岩手県暴力団排除条例第2条第2号の暴力団又は同条第3号の暴力団員と密接な関係を有する企業

イ 法令に基づき、雇用保険、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があるにもかかわらず加入していない企業

ウ 労働関係法規等の法令に違反している企業

エ その他、本制度の信頼を損なうおそれのある企業

## 5 認定企業の責務

本制度の認定企業は次の各号に定める責務を有します。

(1) 認定後、申込内容に変更があった場合は、速やかにその旨を県に連絡すること。

(2) 上記「3対象企業」及び「4認定の要件等」を満たさなくなったとき又は認定継続の意思を失ったときは、速やかにその旨を県に連絡すること。

(3) 支援対象者を正規雇用として採用した後、当該支援対象者への助成金交付決定額の1/2に相当する額を、一括納付により基金へ出捐すること。ただし、分割納付を希望する場合は相談に応じます。

(4) 支援対象者を採用した場合、当該支援対象者が制度を受けるために必要な交付申請・助成申請等手続きの補助を行うこと。

(5) 支援対象者が助成期間中に県外勤務となる場合や退職する場合は、事前に公益財団法人いわて産業振興センターにその旨連絡すること。

(6) 県及び公益財団法人いわて産業振興センターから問い合わせがあった場合は誠意をもって対応すること。

(7) この事業を通して得た個人情報については、責任をもって適正に管理し、当事業の目的以外には一切使用しないこと。

## 6 認定の継続

本事業は令和9年度まで継続することとします。

認定企業が翌年度も継続を希望する場合は、「いわて産業人材奨学金返還支援制度認定企業継続申請書（様式第2号）」を各年度末までに県に提出してください。

## 7 認定の取り消し

次のいずれかに該当するときは、認定を取り消す場合があります。

(1) 申込内容等に虚偽の記述があったとき。

(2) 「3対象企業」、「4認定の要件等」を満たさないことが明らかになったとき。

(3) 関係法令等に違反するなど、認定企業として著しく不適切であると認められるとき。

## 8 認定等に係る書類の提出

提出方法、提出先等は別に定めます。